

令和 8 年度版

監査のあらまし

浜松市監査事務局

目次

1	監査体制	2
(1)	監査委員	2
(2)	監査事務局	2
2	監査の目的	3
3	監査結果の公表	3
4	監査の効果	4
5	監査等の種類	5
(1)	法律等の定めにより定期的に行う監査等	5
ア	定期監査	5
イ	決算審査	5
ウ	例月出納検査	5
エ	基金運用審査	5
オ	健全化判断比率等審査	6
カ	内部統制評価報告書審査	6
(2)	監査委員が必要があると認めたときに行う監査	6
ア	行政監査	6
イ	随時監査	6
ウ	財政援助団体等監査	6
(3)	要求や請求に基づいて行う監査	7
(4)	外部監査契約に基づく監査	7
6	令和8年度 年度計画	9
7	令和7年度 実施状況	10
8	各監査等の主な事例	11
(1)	定期監査	11
ア	財務監査	11
イ	学校監査	12
ウ	工事監査	12
(2)	決算審査	12
(3)	例月出納検査	14
(4)	基金運用審査	14
(5)	健全化判断比率等審査	14
(6)	内部統制評価報告書審査	14
(7)	行政監査（特定の事案によるもの）	15
(8)	随時監査	15
(9)	財政援助団体等監査	15
ア	財政援助団体	15
イ	出資団体	16
ウ	公の施設の指定管理者	16
(10)	住民監査請求に基づく監査	16

1 監査体制

(1) 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づく独任制の機関として、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員の中から、市長が議会の同意を得て選任し、「市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理」を監査します。

浜松市では4人の監査委員が監査を行い、合議(ごうぎ)※により監査結果に関する報告、意見及び指摘(勧告)に関して決定し、報告書として市長や議会に提出し公表することで、公正で適正かつ効率的な行政運営を確保することを使命としています。

※ 合議・・・監査委員全員の協議によりその意見を一致させること。

(令和8年6月24日現在)

区 分	氏 名	任 期	備 考
識 見 委 員	石坂 守啓	令和7年4月 1日 ~ 令和11年3月31日	常 勤
識 見 委 員	佐藤 雅秀	令和6年4月 1日 ~ 令和10年3月31日	非常勤
議会選出委員	幸田 恵里子	令和8年6月24日 ~ 議員の任期	非常勤
議会選出委員	加茂 俊武	令和8年6月24日 ~ 議員の任期	非常勤

(2) 監査事務局

監査事務局は、監査委員の事務を補助する組織です。

一般の職員のほか、非常勤の庁内公認会計士及び庁内弁護士の任用、工事監査における調査事務の一部の外部委託などにより、監査の充実・強化を図っています。

監査事務局組織図（令和8年4月1日現在 職員数 15名）



2 監査の目的

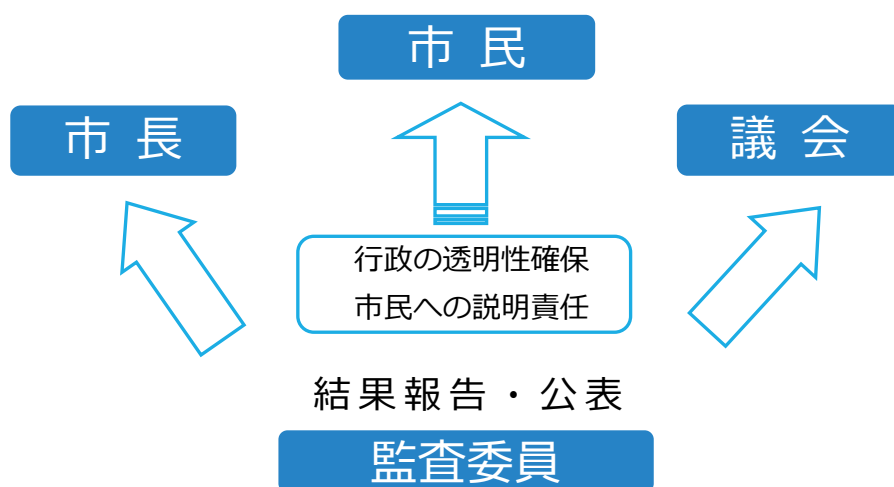
監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、下記の視点でチェックを行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

監査の視点

- ✓ ルールにしたがっているか（合規性）
- ✓ 事務執行は正確か（正確性）
- ✓ 無駄はないか（経済性）
- ✓ 有効な成果を得ているか（効率性）
- ✓ 目的にかなっているか（有効性）

3 監査結果の公表

監査委員は、監査結果を市長や議会に提出するとともに公表します。



監査の結果、是正・改善を要する事項等について、以下により是正等を促しています。

指摘(勧告)【公表】	法令等に違反等し、是正・改善を要するものなど。監査等の実施に当たり措置状況を確認する。
指導【非公表】	指摘には至らない比較的軽易と認められるものなど。監査対象部局長に早期の改善等を促すとともに、全部局に内容を周知する。
意見【公表】	組織及び運営の合理化に資するため、必要に応じて監査等の結果に添えて提出する。対応状況を定期的に確認する。

4 監査の効果

指摘を受けた所管課が是正措置を講じたときは、監査委員へ通知し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置」として市長や議会に報告します。

監査という仕組みがあることによって、不適切な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。

監査の効果

- ✓ 定期的な監査により緊張感が生まれ、業務を適正に行う意識が高まります。
- ✓ 過去の指摘などと類似した事業が精査され、再発の防止になります。
- ✓ 複数の職員チェックやマニュアル作成により、不正や誤りを未然に防ぐ意識が高まります。
- ✓ 他の部署への指摘等を参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有されます。
- ✓ 監査等の結果の公表により、行政の透明性確保と市民への説明責任につながります。

5 監査等の種類

「浜松市監査基準」に従って行われる監査委員による監査等を通じて、適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう取り組んでいます。

以下、地方自治法を「法」、地方公営企業法を「公企法」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を「財政健全化法」といいます。

(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等

監 査 区 分	内 容
ア 定期監査 <法第 199 条第 1 項、第 4 項>	会計年度ごとに次の事項を主眼に実施します。 【財務監査】 市の財務に関する事務の執行及び経営が、適正かつ効率的に行われているか。全部局を対象に 2 年に 1 度実施。 【学校監査】 市の小・中学校の事務の執行等が、適正かつ効率的に行われているか。全ての市立の小・中学校を対象に 6 年に 1 度実施。 【工事監査】 市が施行する土木、建築工事等の計画設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。
イ 決算審査 <法第 233 条第 2 項、 公企法第 30 条第 2 項>	決算書や関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確か、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、目的を達成しているかどうかを主眼に実施します。
ウ 例月出納検査 <法第 235 条の 2 第 1 項>	会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に毎月例日を定めて実施します。
エ 基金運用審査 <法第 241 条第 5 項>	市が、定額の資金を特定の目的に従い、運用するために設置した基金の運用状況について、基金運用状況報告書に基づき、計数の正確性はもとより、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかどうかを主眼に実施します。

監 査 区 分	内 容
オ 健全化判断比率等審査 <財政健全化法第 3 条第 1 項、 第 22 条第 1 項>	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が、財政健全化法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼に実施します。
カ 内部統制評価報告書 審査 <法第 150 条第 5 項>	市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかの判断が適切に行われているかどうかを主眼に実施します。

(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査

監 査 区 分	内 容
ア 行政監査 <法第 199 条第 2 項>	市が処理する事務事業等を対象として、その執行が適正に行われているかどうかを主眼に実施します。
イ 随時監査 <法第 199 条第 5 項>	必要に応じて監査を実施します。
ウ 財政援助団体等監査 <法第 199 条第 7 項>	次の財政援助団体等を対象に、出納その他事務の執行が法令等に準拠し、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。 【財政的援助をしている団体、出資している団体】 ・ 目的どおりの事業成果を上げているか。 【公の施設の指定管理者】 ・ 市民が安全に、安心して施設を使用できるよう適正な維持管理をしているか。 ・ 市民サービスの向上につながっているか。

これらのほかに、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査があります。

(3) 要求や請求に基づいて行う監査 <法第75条ほか>

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 市長の要求に基づく監査
- エ 住民監査請求に基づく監査（次ページに詳しい説明があります）
- オ 職員の賠償責任に関する監査

住民監査請求の流れはインターネットでご覧になれます。

浜松市 監査 手引 検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/tebiki.html>

(4) 外部監査契約に基づく監査 <法第252条の27ほか>

監査委員による監査とは別に、「外部監査」があります。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

種 類	内 容
包括外部監査	法律の定めにより、弁護士、公認会計士等の監査人資格者と契約し、各年度1回以上、特定のテーマについて行います。 <u>令和7年度テーマ 「下水道事業に関する事務の執行について」</u>
個別外部監査	市民、議会、市長の請求等によって行います。 令和7年度 請求なし

包括外部監査に関する事務は政策法務課（TEL053-457-2798）が担当しています。

包括外部監査の結果はインターネットでご覧になれます。

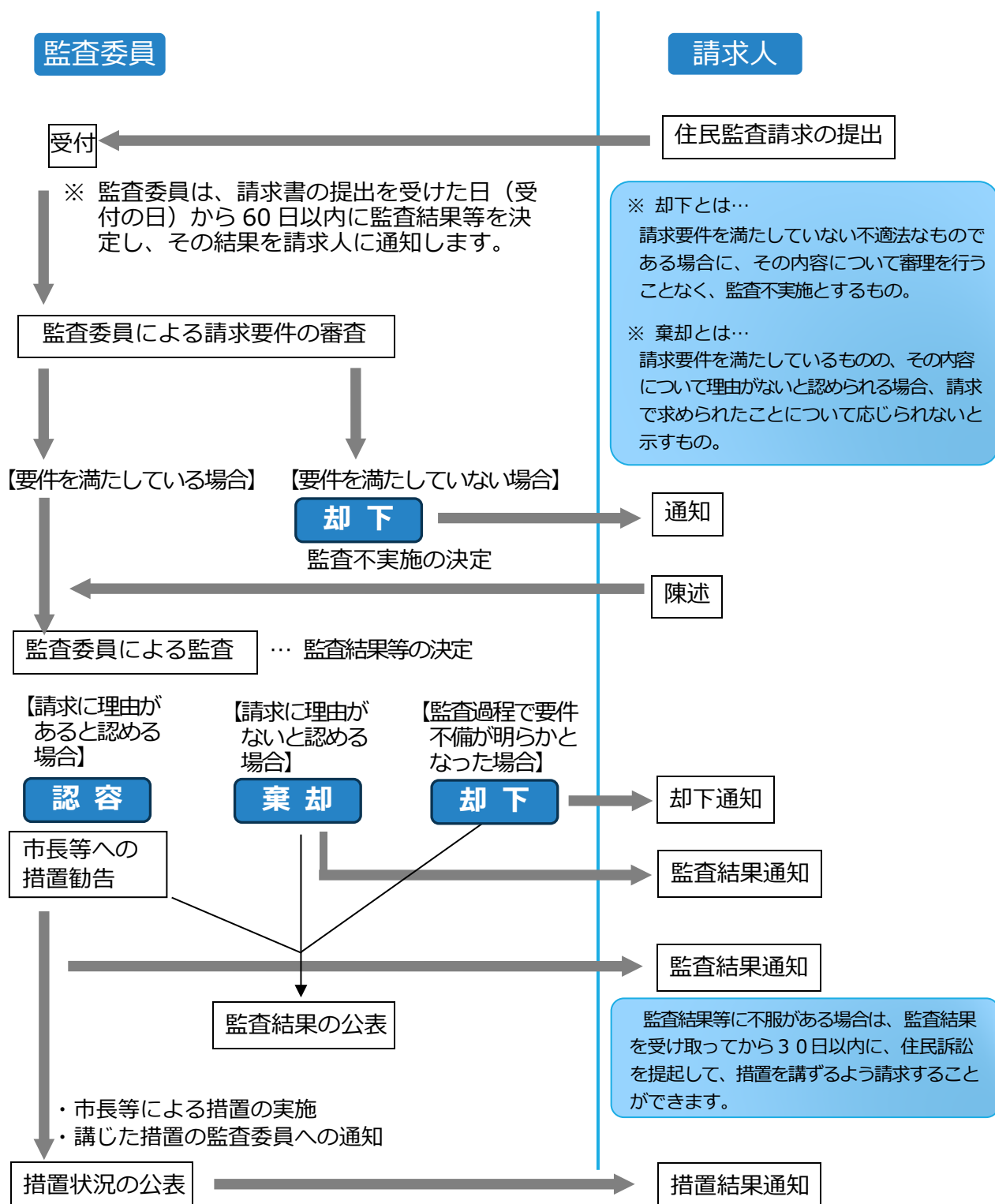
浜松市 包括外部監査 検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/houmu/gaibukansa/index.html>

【参考】住民監査請求に基づく監査 <法第242条>

住民監査請求は、市民が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、それを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じよう請求することなどができる制度です。

住民監査請求の流れ



6 令和8年度 年度計画

「浜松市監査基準」に基づき、毎年度、監査年度計画を策定し、各種監査等を実施しています。令和8年度のスケジュールは次のとおりです。

監査等の種類		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
定期監査	財務監査													
	学校監査													
	工事監査													
決算審査	一般会計・特別会計													
	公営企業会計													
	財産区会計													
例月出納検査														
基金運用審査														
健全化判断比率等審査														
内部統制評価報告書審査														
行政監査														
1 定期監査等に併せて実施するもの														
2 職員による事件、事故など														
財政援助団体等監査														

7 令和7年度 実施状況

市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか監査等を行いました。

監 査 区 分		実施状況（指摘件数等）			
		実 施	指 摘	指 導	意 見
定期監査	財務監査	84 課	0 件	58 件	27 件
	学校監査	24 校	0 件	2 件	0 件
	工事監査	10 工事	0 件	0 件	0 件
決算審査		重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。			
例月出納検査		重要な点において、会計管理者、公営企業管理者及び市長の現金の出納事務が正確に行われていることが認められた。			
基金運用審査		重要な点において、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることが認められた。			
健全化判断比率等審査		重要な点において、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。			
内部統制評価報告書審査		重要な点において、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。			
行政監査(特定の事案によるもの)		実施なし			
随時監査	公営企業会計	3 会計	0 件	2 件	0 件
	財務事務等	実施なし			
財政援助団体等監査	財政援助団体	5 団体	0 件	7 件	2 件
	出資団体	2 団体	0 件	0 件	3 件
	指定管理者	4 団体	0 件	0 件	2 件
住民監査請求に基づく監査		請求 2 件			

8 各監査等の主な事例

令和7年度に実施した監査等のうち、主な事例を紹介します。

(1) 定期監査（行政監査を含む）

ア 財務監査 実施 84 課（指摘 0 件、指導 58 件、意見 27 件）

監査結果

重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められました。

意見 1

「交通事故 AI 分析事業について」

本市では平成 27 年度から「浜松市交通事故ワースト 1 脱出作戦」を掲げ、様々な関係機関と連携して事故削減に取り組んでいます。令和 4 年度から新たな取組として、交通事故 AI 分析事業を行っています。また、同事業で作成した「危険予測箇所マップ」を令和 5 年度からホームページ上で公開しています。

道路企画課は、全国的にも先進的な取組である A I 分析が交通事故削減の事業モデルとして確立し、効果的な施策の立案につながるよう求めました。

「危険予測箇所マップ」については、交通事故削減に向けて、それぞれの道路利用者の目線に立った周知方法の創意工夫、危険箇所への現場サインの設置など具体的な施策を通じて、広く市民にマップが共有・活用され、交通安全に対する市民の行動変容につながるよう求めました。

意見 2

「動物の愛護及び管理の推進について」

動物愛護センターは、令和 6 年 4 月の「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」の施行により、犬又は猫の多頭飼養の届出を義務付けるとともに、多頭飼育が福祉的課題と深く関わることを踏まえ、福祉分野との連携強化を図っています。

条例制定や組織改正等により、動物愛護の推進体制を構築し、施策が着実に前進している点は評価できます。

多頭飼養の実態を近隣住民や自治会等を通じて積極的に把握するとともに、届出後のフォローアップを効果的に行うため、福祉部局やボランティア団体等との連携を一層進めるよう求めました。

イ 学校監査 実施 24 校 (指摘 0 件、指導 2 件、意見 0 件)

監査結果

小学校 16 校、中学校 8 校の監査を行った結果、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められました。

ウ 工事監査 実施 10 工事 (指摘 0 件、指導 0 件、意見 0 件)

監査結果

市が発注した工事請負契約等のうち「和合町外地内老朽管更新工事」や「しょうげつばし 嘯月橋 橋梁架替え工事(右岸下部工)」等の案件について、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められました。

<工事監査の様子>

和合町外地内老朽管更新工事



しょうげつばし 嘯月橋 橋梁架替え工事(右岸下部工)



(2) 決算審査

審査結果

重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められました。また、歳入歳出予算の執行はおおむね適正であると認められました。

公営企業会計については、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められました。また、予算執行状況、経営成績及び財政状態に係る表示並びに事業の運営状況については、おおむね適正であると認められました。

意見

一般会計・特別会計

普通会計決算における財政指標は、経常一般財源比率が改善した一方、財政力指数、経常収支比率及び実質収支比率はいずれも悪化しました。このうち経常収支比率の悪化については、地方交付税等の増による経常一般財源の増を、清掃工場の運営等に係る物件費の増が上回ったことによるものです。

今後は、超高齢社会における、いわゆる 2025 年問題による社会保障費の増大、インフラ等の老朽化への対応などの構造的課題に加え、金利上昇・物価高騰などにより引き続き厳しい財政状況が見込まれます。

このような状況において、新たな総合計画基本計画に基づく市政の推進に向けて、歳入確保を徹底するとともに、歳出の重点化や事業の再構築によりメリハリの効いた財政運営を進めていくことに取り組むよう求めました。

また、次の項目についても意見をしました。

- ・「市税収入率の向上等について」
- ・「浜松市 DX 推進計画について」
- ・「国民健康保険事業の収納率向上等について」
- ・「小型自動車競走事業の決算状況と一般会計繰出金等について」

公営企業会計

令和 6 年度は、コロナ禍の影響から脱し経済活動が活発化するなか、人口減少等に伴うサービス需要の変化や担い手となる人材の不足、施設の老朽化に伴う更新需要の増大などの構造的な課題に加え、物価や賃金、金利の上昇による影響が更に鮮明となりました。

各企業は、これらの社会経済情勢の変化に的確に対応し、新技術の活用などによる効率化を引き続き積極的に進めるとともに、サービスを安定して提供できるよう健全経営に取り組むよう求めました。

また、次の項目についても意見をしました。

【病院事業会計】

- ・「医療センター新病院棟開院後の状況等について」
- ・「医療連携について」
- ・「地域における診療体制と医師の確保について」

【水道事業会計】

- ・「水道管の老朽化対策及び耐震化事業について」
 - ・「漏水対策について」
- 【下水道事業会計】
- ・「下水道施設の老朽化対策及び地震対策について」
 - ・「包括的民間委託の実施状況について」

(3) 例月出納検査

検査結果

重要な点において、会計管理者、公営企業管理者及び市長の現金の出納事務が正確に行われていることが認められました。

(4) 基金運用審査

審査結果

重要な点において、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることが認められました。

(5) 健全化判断比率等審査

審査結果

重要な点において、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められました。

(6) 内部統制評価報告書審査

審査結果

重要な点において、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められました。

意見

(1) リスクへの適切な対応について

令和6年度は、国庫補助事業に係る組織内での情報と伝達が十分でなかったことによる、運用上の重大な不備が発生しました。

制度統括課である政策法務課は、過度な文書化をはじめとした制度運用コス

トの抑制を図りつつ、必要な情報が関係部署及び関係職員に適時かつ適切に伝達されるよう、実効ある対応を図るよう求めました。

(2) 部局等を単位とした内部統制の推進について

令和 6 年度の定期監査では、それぞれの監査対象部局において組織の実情等に即した形で、部局長のリーダーシップに基づく取組が行われていたことが確認でき、一定の理解・浸透が図られていると評価できます。

今後は、既存の枠組みや経営資源を有効活用し、部局長のマネジメントによる内部統制機能を最大化するため、部局における法令遵守に係る役割を担う政策法務主任をはじめとする、官房機能の積極活用について検討するよう求めました。

(7) 行政監査（特定の事案によるもの）

令和 7 年度は、実施しませんでした。

(8) 随時監査 公営企業 3 事業会計（指摘 0 件、指導 2 件、意見 0 件）

監査結果

病院事業、水道事業及び下水道事業の公営企業会計を対象とした結果、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められました。

(9) 財政援助団体等監査

監査結果

重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められました。

ア 財政援助団体（市が補助金交付などの財政的援助を行っている団体）

実施 5 団体（指摘 0 件、指導 7 件、意見 2 件）

意見

「天竜産業観光まつりの新たな収入確保と運営事務について」

天竜産業観光まつり実行委員会の主な収入源である市及び実行委員会構成員の負

担額は過去 10 年間同額であり、総収入に対する市の負担金比率は 80.2%と高い状況にあります。

天竜産業観光まつり実行委員会は、人件費上昇など経済情勢の変化にあって持続可能な形で事業が実施できるよう、支出の不断の見直しはもとより、新たな自主財源の確保等に努めるよう求めました。

また、事務局業務の外部委託化が運営ノウハウ等の喪失に繋がらないよう、実行委員会として委託内容の精査に努めるとともに、委員会に参画する各団体の適切な関与のあり方について検討するよう求めました。

イ 出資団体（市が資本金等の 1 / 4 以上を出資している団体）

実施 2 団体（指摘 0 件、指導 0 件、意見 3 件）

ウ 公の施設の指定管理者（文化・スポーツ施設などの公共用施設の指定管理者）

実施 4 団体（指摘 0 件、指導 0 件、意見 2 件）

監査結果はインターネットでご覧になれます。

浜松市 監査結果

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/kansa.html>

（ 1 0 ）住民監査請求に基づく監査

令和 7 年度は、2 件の住民監査請求が提出されました。

住民監査請求結果はインターネットでご覧になれます。

浜松市 住民監査

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/jyumin/jyumin.html>

令和 8 年度版 監査のあらまし

令和 8 年 7 月発行

発行 浜松市監査事務局

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2